

鳥取県キャリア形成プログラム

令和6年4月制定

(令和8年9月改定)

鳥取県
鳥取県地域医療支援センター

1 趣旨

鳥取県キャリア形成プログラムは、医療法第 30 条の 23 第 2 項第 1 号及び同法第 30 条の 25 第 1 項第 5 号の規定に基づき、地域枠等の医師の円滑な地域勤務と能力の開発・向上の両立を図ることを目的に作成したものである。

2 対象者

このキャリア形成プログラムは、次に掲げる医師に対し適用する。

- (1) 鳥取大学医学部を次の選抜区分により入学し卒業した医師
 - ア 地域枠
 - イ 編入枠
 - ウ 特別養成枠
 - エ 臨時養成枠
 - オ とっとり医療人養成枠
- (2) 岡山大学医学部を次の選抜区分により入学し卒業した医師
 - ア 臨時養成枠
- (3) 鳥取県から奨学金の貸与を受けた医師（(1) 及び (2) により奨学金の貸与を受けた者を除く。）
- (4) 自治医科大学医学部を次の選抜区分により入学し卒業した医師
 - ア 鳥取県出身
- (5) その他このキャリア形成プログラムの適用を希望する医師

3 対象期間

鳥取県（以下「県」という。）は 2 に掲げる対象者に同意を得て、次の期間プログラムを適用する。

- (1) 医学部在学中、鳥取県医師養成確保奨学金を貸与された医師
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（以下「条例」という。）の医師養成確保奨学金の免除の条件の項及び備考で規定された期間
- (2) 医学部在学中、鳥取県緊急医師確保対策奨学金を貸与された医師
条例の緊急医師確保対策奨学金の免除の条件の項で規定された期間
- (3) 医学部在学中、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金を貸与された医師
条例の臨時特例医師確保対策奨学金の免除の条件の項で規定された期間
- (4) 医学部在学中、鳥取県地域医療強化医師確保奨学金を貸与された医師
条例の地域医療強化医師確保奨学金の免除の条件の項で規定された期間
- (5) 自治医科大学を卒業した医師
自治医科大学医学部修学資金貸与規程第 7 条第 1 項第 1 号に該当している期間

4 勤務期間の取扱い

「勤務期間の取扱い」は、自治医科大学の取扱いに準じる。

(1) 休業等における勤務期間の取扱い

ア 出産・育児に係る休暇・休業等

休暇等の種類	内容	取得期間等	勤務期間の取扱い
産前・産後休暇	出産予定、出産した職員に与えられる休暇	産前：6週間または8週間 産後：8週間	内
育児休業	子を養育するために認められる休業	子が3歳に達するまで	外
育児時間 (部分休業)	子を養育するために認められる時間 (1日2時間以内・30分単位)	子が小学校就学の始期に達するまで	内
[育児・介護休業法] 短時間勤務	就業しながら子を養育することを容易にするための時間(1日6時間勤務)	3歳に満たない子	内
[地方公務員の育児休業法] 育児短時間勤務 (※)	子を養育するために認められる短時間勤務 [勤務形態] ①1日3時間55分(週19時間35分) ②1日4時間55分(週24時間35分) ③週3日(週23時間15分) ④週2日半(週19時間25分)	子が小学校就学の始期に達するまで	勤務形態に応じて認定

※育児短時間勤務は、地方公務員として自治体病院に勤務する場合に適用。

勤務期間の算定は「取得月数×育児短時間勤務での所定勤務時間／フルタイムの所定勤務時間＝義務年限算入期間(端数切上)」とする。

イ 介護休暇等

休暇等の種類	内容	取得期間等	勤務期間の取扱い
介護休暇 (介護休業)	配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる休業(1日単位)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月以内の期間	外

ウ 病気休暇等

休暇等の種類	内容	取得期間等	勤務期間の取扱い
病気休暇 (傷病休暇)	負傷又は疾病により勤務できない場合に与えられる休暇	勤務先の就業規則等の定めるところによる	内
休職	負傷又は疾病により病気休暇を取得し、なお療養を要する場合に認められる休業	勤務先の就業規則等の定めるところによる	外

エ 非常勤(短時間)勤務

休暇等の種類	内容	取得期間等	勤務期間の取扱い
非常勤 (短時間)勤務	勤務先から認められ、労働契約上(労働条件通知書等)に基づいた非常勤(短時間)の勤務	勤務先の労働契約上(労働条件通知書等)の定めるところによる	勤務形態に応じて認定

※条例で定める地域枠医師等の「常勤」とは、当該医師が勤務する病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務することである。非常勤（短時間）勤務を行った場合、1週間の勤務時間が32時間以上となるものは通常の義務履行と同等とみなし、32時間未満となるものについては、「（２）非常勤（短時間）勤務における勤務期間の算定」のとおりとする。

（２）非常勤（短時間）勤務における勤務期間の算定

ア 地域枠、編入枠、臨時養成枠（鳥取大学及び岡山大学）、鳥取医療人養成枠、その他、鳥取県から奨学金の貸与を受けた医師
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例施行要綱に定めるところによる。

例）４月から９月まで、週当たり25時間の非常勤（短時間）勤務を実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
勤務内容	育児休業	週25時間勤務			週32時間以上勤務	
勤務時間の取扱い	外(猶予)	2ヶ月：内、1ヶ月：外(猶予) ※25時間/32×3ヶ月÷2ヶ月(月未満切捨)			内	

イ 特別養成枠及び自治医科大学を卒業した医師
自治医科大学の取扱いに準じる。

例）４月から９月まで、週当たり24時間35分の育児短時間勤務を実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
勤務内容	育児休業	育児短時間勤務：週24時間35分勤務			週38.75時間勤務	
勤務時間の取扱い	外(猶予)	2ヶ月：内、1ヶ月：外 ※19時間35分/38時間45分(地方公務員の勤務時間)×3ヶ月÷2ヶ月(月未満切上)			内	

※自治医科大学卒業医師は、勤務期間の取扱いで「外」とされた期間分、義務年限（終期）を延長。
育児短時間勤務が通算5年を超えた場合、超えた月数は勤務時間に含めない。

（３）休業等における勤務期間の算定

育児休業、介護休業及び休職における取得開始日及び終了日の属する月は、勤務期間に算入しない。ただし、令和4年4月1日現在までの個人台帳にて既に確認されている期間については、遡っての修正は行わない。

例） 4月17日から9月17日まで育児休業を取得						
	4月17日	育児休業期間			9月17日	
		←		→		
3月	4月	5月	(中略)	9月	10月	11月
勤務期間	←	勤務期間に算入されない期間			→	勤務期間
					勤務期間	勤務期間

（４）異動等に係る勤務期間の算定

義務履行対象の勤務先から対象外の勤務先に異動する場合と、義務履行対象外の勤務先から対象の勤務先に異動する場合の両方において、異動が月の途中で行われるとき、当該月は勤務期間から控除する。